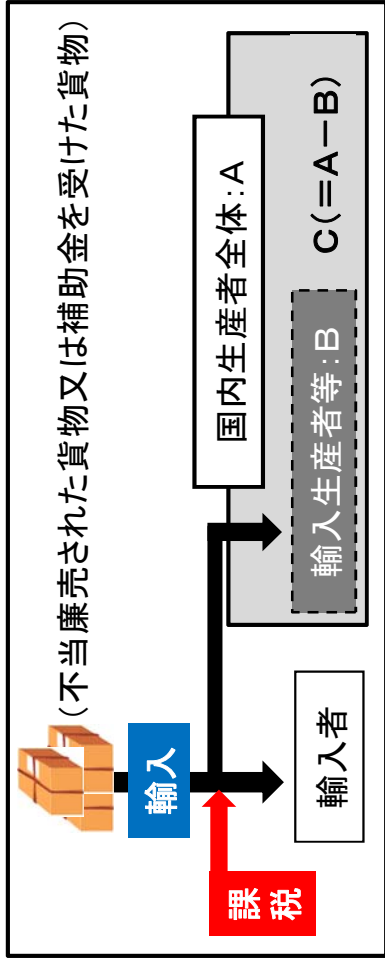
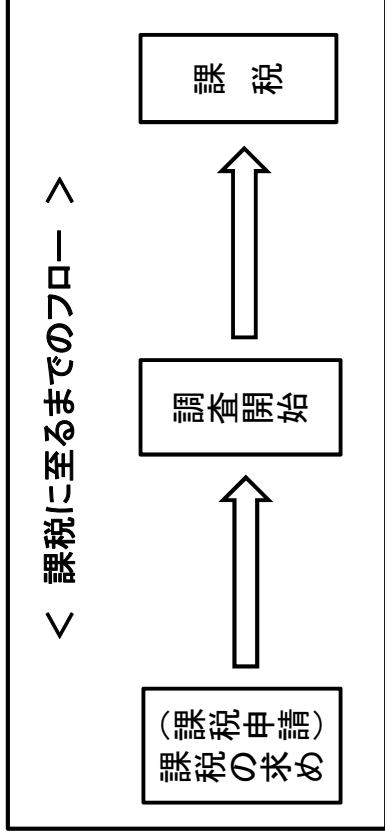


特殊関税制度の見直し（資料編）

平成28年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

特殊関税制度の見直し

○ 不公正な貿易取引(不当廉売された貨物又は補助金の交付を受けた貨物の輸入)によって本邦の産業に損害等が生じ、当該産業を保護する必要性がある場合、不当廉売関税又は相殺関税を課することが可能。



見直しの内容

○ 適切なタイミングで課税申請・調査開始が可能となるような見直しを行う。(申請者の負担軽減・損害の拡大防止を図る)

現行

- ＜課税申請に係る要件＞
- ・ 申請者の生産高 $\geq A \times 25\%$ ⇒ 申請可
 - ・ 申請者は本邦の産業への損害に係る証拠を提出
- ＜調査開始に係る要件＞
- ・ 生産高ベースで、Cに属する支持者 > Cに属する反対者 + B ⇒ 調査開始
 - ・ 申請者が提出する(課税申請に対する)国内生産者の「支持状況」により、調査開始の要否を判断

見直し後

- ＜課税申請に係る要件＞
- ・ 申請者の生産高 $\geq C \times 25\%$ ⇒ 申請可
 - ・ 申請者が提出する証拠は合理的に入手可能なもので可
- ＜調査開始に係る要件＞
- ・ 生産高ベースで、Cに属する支持者 > Cに属する反対者 ⇒ 調査開始
 - ・ 申請者が提出する「支持状況」に加え、必要に応じ、産業所管省庁が「支持状況」を確認

不当廉売関税及び相殺関税の課税実績について

1. 不当廉売関税

(1) 現在課税中のもの

事 例	不当廉売関税率	課税期間
オーストラリア、スペイン、中国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン	14.0%～46.5%	2008年9月1日～2019年3月4日(注1) (2008年6月14日から同年8月31日まで 暫定的な不当廉売関税を課税。)
中国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産トルエンジイソシアナート	69.4%	2015年4月25日～2020年4月24日 (2014年12月25日から2015年4月24日まで 暫定的な不当廉売関税を課税。)
大韓民国及び中国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産水酸化カリウム	49.5%～73.7%	2016年8月9日～2021年8月8日 (2016年4月9日から同年8月8日まで 暫定的な不当廉売関税を課税。)

(注1) オーストラリア産は2013年8月31日に課税終了

(2) 既に課税を終えたもの

事 例	不当廉売関税率	課税期間
中国産フェロシリコマンガ	4.5%～27.2%	1993年2月3日～1998年1月31日
パキスタン産綿糸	2.1%～9.9%	1995年8月4日～2000年7月31日
大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維	6.0%～13.5%	2002年7月26日～2012年6月28日

2. 相殺関税

○ 既に課税を終えたもの(注2)

事 例	相殺関税率	課税期間
大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM及びDRAMモジュール	27.2%	2006年1月27日～2009年4月22日 (2008年9月1日より9.1%の税率に変更)

(注2) 現在課税中のものは無し

我が国の不当廉売関税制度及び相殺関税制度の概要

区 分	不当廉売関税	相殺関税
国内法上の 根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税定率法第 8 条 ・ 不当廉売関税に関する政令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税定率法第 7 条 ・ 相殺関税に関する政令
W T O 協定上の 根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ G A T T 第 6 条 ・ ダンピング防止協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ G A T T 第 6 条 ・ 補助金及び相殺措置に関する協定
制度の概要	不当廉売された輸入貨物により損害等を受ける、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	外国において補助金の交付を受けた輸入貨物により損害等を受ける、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税
措置の適用要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること
措置の内容	不当廉売差額〔（正常価格）－（不当廉売価格）〕と同額以下の割増関税	補助金の額と同額以下の割増関税
措置の期間	5 年以内 （5 年以内の延長が可能）	5 年以内 （5 年以内の延長が可能）
暫定措置の 適用要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査開始から 60 日が経過 (2) 不当廉売された貨物の輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査開始から 60 日が経過 (2) 補助金の交付を受けた貨物の輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性
暫定措置の内容	暫定的な関税賦課又は担保の提供 （原則 4 ヶ月以内）	担保の提供（4 ヶ月以内）

(参照条文)

不当廉売関税関連

○1994年の関税及び貿易に関する一般協定（抄）

第六条 ダンピング防止税及び相殺関税

- 1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。(以下略)
- 2 締約国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度をこえない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。
- 3～5 (略)
- 6 (a) 締約国は、他の締約国のダンピング又は補助金の影響が、自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、当該他の国の領域の産品の輸入についてダンピング防止税又は相殺関税を課してはならない。
(b)及び(c) (略)
- 7 (略)

○1994年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（抄）

第三条 損害（注）の決定

注 この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいい、この条の規定により解釈する。

- 3.4 ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又はダンピングの価格差の大きさを含む。）についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

第四条 国内産業の定義

- 4.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占め

ている生産者をいうものと解する。もつとも、

- (i) 生産者がダンピングされていると申し立てられた製品の輸出者若しくは輸入者と関係を有する場合又は生産者自身がダンピングされていると申し立てられた製品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。
- (ii) (略)

第五条 調査の開始及び実施

5.1 5.6 に規定する場合を除くほか、申し立てられたダンピングの存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

5.2 5.1 の申請には、(a)ダンピング、(b)この協定により解釈される千九百九十四年のガット第六条に規定する損害及び(c)ダンピング輸入と申し立てられた損害との間の因果関係についての証拠を含める。関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。

- (i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の製品の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の製品の知られているすべての国内生産者(又は同種の製品の国内生産者の団体)の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の製品の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。
- (ii) ダンピングされていると申し立てられた製品に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び当該製品を輸入していることが知られている者の名簿
- (iii) 製品が原産国若しくは輸出国の国内市場において消費に向けて販売される価格に関する情報(又は、適当な場合には、製品が原産国若しくは輸出国から第三国に販売される価格若しくは製品の構成価額に関する情報)及び輸出価格又は、適当な場合には、製品が輸入加盟国の領域内の独立した買手に最初に販売される価格に関する情報
- (iv) ダンピングされていると申し立てられた輸入の量の推移、これらの輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業に結果として及ぼす影響(国内産業の状態に關係を有する要因及び指標、例えば、3.2及び3.4に規定するものによって示されるもの)に関する情報

5.4 5.1 の調査については、同種の製品の国内生産者が申請について表明した支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われていると決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれ

かを表明している国内産業の一部が生産する同種の製品の総生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の製品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

○関税定率法（抄）

（不当廉売関税）

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

2～3 （略）

4 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6～37 （略）

○不当廉売関税に関する政令（抄）

（本邦の産業）

第四条 法第八条第一項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。

2 前項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者及び当該輸入貨物を法第八条

第四項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めがあった日（これらの規定による求めがない場合において同条第五項、第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十七項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に輸入（その輸入量が少量なものを除く。）した生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は当該輸入貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

- 一 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係
- 二 当該輸入貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係
- 三 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係
- 四 当該輸入貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

（本邦の産業に利害関係を有する者）

第五条 法第八条第四項、第二十一項及び第二十六項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

- 一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの
 - 二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条及び第十条において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの
- 2 前条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者は、前項第一号に掲げる本邦の生産者には含まないものとし、同条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号に掲げる構成員には含まないものとする。

（不当廉売関税を課すること等を求める手続）

第七条 法第八条第四項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなけ

ればならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該貨物の供給者又は供給国
 - 四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 五 法第八条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
 - 六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 七 当該申請者の法第八条第四項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税について、同条第十二項の規定により政府に対し当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めようとする同項に規定する新規供給者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該申請者に係る貨物に課される当該不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠及び同条第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者と関係を有しないことを誓約する書面を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 法第八条第十二項に規定する新規供給者に該当する事情
 - 四 当該申請者に係る貨物に課される当該不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実の概要
 - 五 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 六 その他参考となるべき事項
- 3 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税について、同条第二十一項の規定により政府に対し当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該不当廉売関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
 - 四 法第八条第二十一項に規定する者に該当する事情
 - 五 法第八条第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更の概要
 - 六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 七 当該申請者が第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者である場合には、当該申請者の法第八条第二十一項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

八 その他参考となるべき事項

- 4 法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税に係る同項の規定により指定された期間について、同条第二十六項の規定により政府に対しその延長を求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。
 - 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該不当廉売関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
 - 四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 五 法第八条第二十六項に規定する不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要
 - 六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 七 当該申請者の法第八条第二十六項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- 八 その他参考となるべき事項
- 5 第三項の規定は、法第八条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束を同条第三十一項において準用する同条第二十一項の規定により変更（有効期間の変更を含む。）することを求める場合について準用する。
- 6 財務大臣は、前各項の規定により提出された証拠等で秘密として取り扱うことを適当と認めるもの（以下この条において「秘密証拠等」という。）があるときは、当該証拠等を提出した者に対し、当該秘密証拠等についての秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 7 前項の書面の提出を求められた者は、同項に規定する秘密証拠等についての要約をすることができないと考えるときは、その旨及びその理由を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 8 財務大臣は、第六項の規定により秘密証拠等に係る書面の提出を求められた者が前二項の規定による書面の提出をしない場合又は当該提出を求められた者が前二項の規定により提出した書面の内容が適当でないとする場合には、当該秘密証拠等を調べないものとすることができる。
- 9 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等のうち当該証拠等を提出した者から秘密として取り扱うことが求められたものについて、秘密として取り扱うことが適当でないとする場合には、当該証拠等を提出した者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、財務大臣は、当該証拠等を提出した者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、当該証拠等についての適当と認められる要約を記載した書面を提出しないときは、当該秘密として取り扱うことが求められた証拠等を調べないものとするすることができる。
- 10 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等を前二項の規定によ

り調べないものとしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該証拠等を提出した者に対し書面により通知しなければならない。

○不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（抄）

4. 本邦の産業

(1) 相当の割合（政令第4条第1項）

政令第4条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

(2) 本邦の生産者から除外される生産者（政令第4条第1項、第2項）

政令第4条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。

(3) ～ (4) (略)

5. 課税の求め等

(1) (略)

(2) 十分な証拠（法第8条第4項）

法第8条第4項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。

(3) 支持の状況（政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）

政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等及び政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者及び政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者の合計を越えることが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。

(4) 本邦の生産者から除外される生産者等（政令第5条第1項、第2項）

政令第5条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者又は同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高又は構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高又は当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。

(5) ～ (7) (略)

6. 調査の開始等

(1) (略)

(2) 調査開始の検討(法第8条第5項、政令第7条第1項第5号)

一 法第8条第4項の規定により不当廉売関税を課することの求めがなされた場合において、同条第5項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

① 不当廉売された貨物の輸入の事実

イ 正常価格が検証可能な形で示されていること。

ロ 輸出価格(法第8条第1項の規定による輸出のために販売された価格をいう。以下同じ。)が検証可能な形で示されていること。

ハ 6(2)一①イ及びロで示された価格の比較により、輸出価格が正常価格よりも低いこと。

② 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 不当廉売された貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、不当廉売された貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。

ロ 不当廉売された貨物の輸入により、本邦における不当廉売された貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は不当廉売された貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。

ハ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響(販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。)が示されていること。

ニ 不当廉売された貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。

二 6(2)一の検討の範囲は、原則として不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に6(1)の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

(3) ~ (7) (略)

相殺関税関連

○1994年の関税及び貿易に関する一般協定（抄）

第六条 ダumping防止税及び相殺関税

- 1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダumpingが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダumpingを非難すべきものと認める。（以下略）
- 2 締約国は、ダumpingを相殺し又は防止するため、ダumpingされた産品に対し、その産品に関するダumpingの限度をこえない金額のダumping防止税を課することができる。この条の適用上、ダumpingの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。
- 3～5 （略）
- 6 (a) 締約国は、他の締約国のダumping又は補助金の影響が、自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、当該他の国の領域の産品の輸入についてダumping防止税又は相殺関税を課してはならない。
(b)及び(c) （略）
- 7 （略）

○補助金及び相殺措置に関する協定（抄）

第十一条 調査の開始及び実施

- 11.1 11.6 に規定する場合を除くほか、申し立てられた補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。
- 11.2 11.1 の申請には、(a)補助金の存在及び、可能なときは、その額、(b)この協定により解釈される千九百九十四年のガット第六条に規定する損害の存在並びに(c)補助金の交付を受けた産品の輸入と申し立てられた損害との間に因果関係が存在することについての十分な証拠を含める。関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この11.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。
 - (i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の産品の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の産品の知られているすべての国内生産者（又は同種の産品の国内生産者の団体）の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の産品の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。
 - (ii) 補助金の交付を受けていると申し立てられた産品に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元

関係事項及び当該産品を輸入していることが知られている者の名簿

- (iii) 当該補助金の存在、額及び性格に関する証拠
- (iv) 当該補助金の交付を受けた産品の輸入が補助金の効果を通じて国内産業に対する申し立てられた損害をもたらしたという証拠。この証拠には、補助金の交付を受けていると申し立てられた産品の輸入の量の推移、これらの輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業に結果として及ぼす影響（国内産業の状態に関係を有する要因及び指標、例えば、15.2 及び 15.4 に規定するものによって示されるもの）に関する情報を含む。

11.4 11.1 の調査については、同種の産品の国内生産者が申請について表明した支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われていると決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の産品の総生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の産品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

第十五条 損害（注）の決定

注 この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいい、この条の規定により解釈する。

15.4 補助金の交付を受けた産品の輸入の国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響又は国内価格に影響を及ぼす要因並びに農業については助成に関する政府の施策に係る負担の増大の有無を含む。）についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

第十六条 国内産業の定義

16.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、16.2 に定める場合を除くほか、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、生産者が補助金の交付を受けていると申し立てられた産品の輸出者若しくは輸入者と関係を有する場合又は生産者自身が補助金の交付を受けていると申し立てられた産品若しくは他の国からの同種の産品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。

○関税定率法（抄）

（相殺関税）

第七条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

2～4 （略）

5 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。

6 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7～33 （略）

○相殺関税に関する政令（抄）

（本邦の産業）

第二条 法第七条第一項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。

2 前項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者及び当該輸入貨物又はこれと同種の貨物を法第七条第五項、第十八項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）又は第二十三項の規定による求めがあつた日（これらの規定による求めがない場合において同条第六項、第十九項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）又は第二十四項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に輸入（その輸入量が少量なものを除く。）した生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係

を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は当該輸入貨物若しくはこれと同種の貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

- 一 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係
- 二 当該輸入貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係
- 三 当該輸入貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係
- 四 当該輸入貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係

(本邦の産業に利害関係を有する者)

第三条 法第七条第五項、第十八項及び第二十三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

- 一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、次条及び第七条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。次条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの
 - 二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（次条及び第七条において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの
- 2 前条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者は、前項第一号に掲げる本邦の生産者には含まないものとし、同条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号に掲げる構成員には含まないものとする。

(相殺関税を課すること等を求める手続)

第四条 法第七条第五項の規定により政府に対し相殺関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第五項に規定する補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 当該貨物の供給者又は供給国
- 四 前条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

五 法第七条第五項に規定する補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

七 当該申請者の法第七条第五項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

八 その他参考となるべき事項

2 法第七条第一項の規定により課される相殺関税について、同条第十三項の規定により政府に対し当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めようとする同項に規定する調査対象外供給者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該申請者に係る貨物に課される当該相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該相殺関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三 法第七条第十三項に規定する調査対象外供給者に該当する事情

四 当該申請者に係る貨物に課される当該相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実の概要

五 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

六 その他参考となるべき事項

3 法第七条第一項の規定により課される相殺関税について、同条第十八項の規定により政府に対し当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該相殺関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三 当該相殺関税に係る指定貨物の供給者又は供給国

四 法第七条第十八項に規定する者に該当する事情

五 法第七条第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更の概要

六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

七 当該申請者が前条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者である場合には、当該申請者の法第七条第十八項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

八 その他参考となるべき事項

4 法第七条第一項の規定により課される相殺関税に係る同項の規定により指定された期間について、同条第二十三項の規定により政府に対しその延長を求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第二十三項に規定する補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがある

あることについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該相殺関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
 - 三 当該相殺関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
 - 四 前条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
 - 五 法第七条第二十三項に規定する補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要
 - 六 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
 - 七 当該申請者の法第七条第二十三項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
 - 八 その他参考となるべき事項
- 5 第三項の規定は、法第七条第九項前段（同条第十五項前段、第二十一項及び第二十五項において準用し、並びに同条第二十一項の規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束を同条第二十八項において準用する同条第十八項の規定により変更（有効期間の変更を含む。）することを求める場合について準用する。
- 6 財務大臣は、前各項の規定により提出された証拠等で秘密として取り扱うことを適当と認めるもの（以下この条において「秘密証拠等」という。）があるときは、当該証拠等を提出した者に対し、当該秘密証拠等についての秘密として取り扱うことを要しない要約を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 7 前項の書面の提出を求められた者は、同項に規定する秘密証拠等についての要約をすることができないと考えるときは、その旨及びその理由を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 8 財務大臣は、第六項の規定により秘密証拠等に係る書面の提出を求められた者が前二項の規定による書面の提出をしない場合又は当該提出を求められた者が前二項の規定により提出した書面の内容が適当でないと認める場合には、当該秘密証拠等を調べないものとする。
- 9 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等のうち当該証拠等を提出した者から秘密として取り扱うことが求められたものについて、秘密として取り扱うことが適当でないと認める場合には、当該証拠等を提出した者に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、財務大臣は、当該証拠等を提出した者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、当該証拠等についての適当と認められる要約を記載した書面を提出しないときは、当該秘密として取り扱うことが求められた証拠等を調べないものとする。
- 10 財務大臣は、第一項から第五項までの規定により提出された証拠等を前二項の規定により調べないものとしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該証拠等を提出した者に対し書面により通知しなければならない。

○相殺関税に関する手続等についてのガイドライン（抄）

3. 本邦の産業

(1) 相当の割合（政令第2条第1項）

政令第2条第1項に規定する相当の割合は、概ね50%とする。

(2) 本邦の生産者から除外される生産者（政令第2条第1項、第2項）

政令第2条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。

(3) ～ (4) (略)

4. 課税の求め等

(1) (略)

(2) 十分な証拠（法第7条第5項）

法第7条第5項に規定する十分な証拠とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とする。ただし、関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、当該十分な証拠であるとみなされない。

(3) 支持の状況（政令第4条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）

政令第4条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第7条第5項、第18項又は第23項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあってはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等及び政令第3条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者及び政令第3条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者の合計を超えることが示されない限り、法第7条第6項、第19項又は第24項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。

(4) 本邦の生産者から除外される生産者等（政令第3条第1項、第2項）

政令第3条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者又は同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高又は構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高又は当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。

(5) ～ (7) (略)

5. 調査の開始等

(1) (略)

(2) 調査開始の検討（法第7条第6項、政令第4条第1項第5号）

一 法第7条第5項の規定により相殺関税を課することの求めがなされた場合において、同条第6項に規定する調査を開始するか否かの検討に際しては、当該求めにおいて提出された証拠等について、特に以下の項目につき確認を行う。

① 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実

イ 補助金・相殺措置協定1. 1 (a) に規定するいずれかの措置により行われたかが示されていること。

ロ 5 (2) 一①イに示された措置により、利益がもたらされていることが示されていること。

ハ 5 (2) 一①イに示された措置に、補助金・相殺措置協定2に規定する特定性があることが示されていること。

② 補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 補助金の交付を受けた貨物の輸入の絶対的な増加又は本邦における生産又は消費と比較して相対的な増加が示されていること。なお、補助金の交付を受けた貨物の供給国が複数存在する場合には、当該増加が当該供給国別に示されていること。

ロ 補助金の交付を受けた貨物の輸入により、本邦における補助金の交付を受けた貨物と同種の貨物の価格が押し下げられていること又は補助金の交付を受けた貨物の輸入がなかったとしたならば生じたであろう当該価格の上昇が妨げられていることが示されていること。

ハ 補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益率若しくは操業度の低下又は資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資への悪影響を含む。）が示されていること。

ニ 補助金の交付を受けた貨物の輸入と本邦の産業に与える実質的な損害等との間に因果関係が確認できること。

二 5 (2) 一の検討の範囲は、原則として相殺関税を課することを求める書面に記載されている事項に限る。ただし、当該書面の提出後に5 (1) の補正が行われた場合には、補正された書面に基づき調査を開始するか否かを判断する。

(3) ~ (7) (略)